

**改正**

平成14年3月29日教委告示第7号

平成14年10月23日教委告示第11号

平成28年3月31日教委告示第8号

令和2年3月19日教委告示第12号

竹原市立学校適正配置懇話会設置要綱

(設置)

**第1条** 竹原市立小学校、中学校及び義務教育学校（以下、「小中学校等」という。）の適正配置を図るため、竹原市立学校適正配置懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(任務)

**第2条** 懇話会は、竹原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、小中学校等の適正配置について審議し、その結果を教育委員会に答申する。

(組織)

**第3条** 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) 市職員

(任期)

**第4条** 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第5条** 懇話会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 会議には、代理の出席は認めない。
- 4 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議ごとに会議録をつくり、会長が指名した委員が署名する。

(関係者の意見聴取)

**第7条** 会長が必要と認めるときには、懇話会の会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又意見を聴くことができる。

(庶務)

**第8条** 懇話会の庶務は、教育委員会事務局総務学事課において処理する。

(委任)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

**附 則** (平成14年3月29日教委告示第7号)

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則** (平成14年10月23日教委告示第11号)

この告示は、平成14年11月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月31日教委告示第8号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (令和2年3月19日教委告示第12号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。